

議案第16号

境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日 提出

境港市長 伊達憲太郎

境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例の一部を 改正する条例

境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例（昭和29年境港町条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第2項及び第4項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第11条中「子の看護」を「子の看護等」に改める。

第16条の4の見出し中「子の看護」を「子の看護等」に改め、同条中「子の看護」を「子の看護等」に、「世話又は疾病」を「世話、疾病」に、「子の世話をを行うこと」を「子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をすること」に改める。

第20条第1項中「定める者」を「定める者（第21条第1項において「被介護者」という。）」に改める。

第21条を第22条とし、第20条の2の次に次の2条を加える。

（被介護者が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第21条 任命権者は、職員が被介護者が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した月の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第21条の2 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

（2）介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

（3）その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大（第5条の3関係）
職員が請求した場合に超過勤務の免除の対象となる子の範囲を小学校就学前に拡大する。
- 2 子の看護等のための休暇の取得事由の拡大（第16条の4関係）
子の行事参加（入園・卒園式、入学・卒業式）や感染症に伴う学級閉鎖等の場合でも休暇取得を可能とする。
- 3 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備（第21条及び第21条の2関係）
家族の介護の必要性が生じた職員への介護休暇制度等の周知、意向確認及び職場環境の整備に関する措置を新たに規定する。
- 4 施行期日
令和7年4月1日

議案第 17 号

境港市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

境港市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 境港市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年境港市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第10条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号まで」を「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、同項第2号から第5号まで」に、「扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者等、父母等」という。）」を「扶養親族」に、「8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあっては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする」を「8級であるものにあっては、3,500円）とする」に改め、同条第4項中「間（以下「特定期間」という。）」を「間」に、「特定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条の2を削る。

第11条第1項第2号中「配偶者等」を「配偶者等（配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は性別が同一であって婚姻関係と異なる社会生活を営む関係として市長が認める関係にある者をいう。以下同じ。）」に改める。

第11条の2第1項第1号中「交通機関を利用して」を「交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して」に、「運賃」を「運賃又は料金（以下「運賃等」という。）」に、「交通機関」を「交通機関等」に改め、同項第3号中「交通機関」を「交通機関等」に、「運賃」を「運賃等」に改め、同条第2項第1号ただし書を削り、同項第3号中「交通機関」を「交通機関等」に、「額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を「額」に改め、同条第3項中「でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し」を「を利用し」に、「支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円を支給単位期間の月数を乗じて得た額（

その者が2以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別急行列車等特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)及び同項の規定による額の合計額」を、「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第11条の2第4項中「国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。)、職員以外の地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫その他これに準ずる法人で別に定めるものに使用される者(以下「国家公務員等」という。)であった者から引き続き」を「新たに」に、「でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し」を「を利用し」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額及び通行料金相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第21条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第26条の2第2項中「第10条、第11条及び」を「第10条及び」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	

39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		

76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200
86	256,000	297,100	346,000		
87	256,300	297,400	346,400		
88	256,600	297,700	346,800		
89	256,900	298,000	347,000		
90	257,200	298,300	347,400		
91	257,500	298,600	347,800		
92	257,800	299,000	348,200		
93	258,100	299,200	348,400		
94		299,400	348,800		
95		299,700	349,200		
96		300,100	349,500		
97		300,300	349,800		
98		300,600	350,200		
99		301,000	350,600		
100		301,400	351,000		
101		301,600	351,500		
102		301,900	351,900		
103		302,200	352,300		
104		302,500	352,700		
105		302,700	353,200		
106		303,000	353,600		
107		303,300	353,900		
108		303,600	354,200		
109		303,800	354,700		
110		304,200			
111		304,600			
112		304,900			

113		305,100						
114		305,300						
115		305,600						
116		306,000						
117		306,200						
118		306,400						
119		306,700						
120		307,000						
121		307,400						
122		307,600						
123		307,900						
124		308,200						
125		308,500						
定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給料 月額							
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

(境港市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 境港市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年境港市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項を削り、同条第6項中「給料月額決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は」を「給料月額決定は」に改め、同項を同条第5項とする。

第9条第1項中「第12条、第16条」を「第12条及び第16条」に、「第18条まで及び第26条」を「第18条まで」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の95」に改め、同条に次の1項を加える。

4 特定任期付職員に対する給与条例第26条の規定の適用については、同条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

別表第1中「380,000」を「392,000」に、「427,000」を「440,000」に、「477,000」を「492,000」に、「539,000」を「555,000」に、「615,000」を「634,000」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号級の切替え)

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において境港市一般職の職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員の切替日における

号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずるものとした職員の号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（扶養手当に関する経過措置）

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の境港市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第10条の規定の適用については、同条第1項中「支給する。」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、別表第1の給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに対しては、支給しない。」と、同条第2項中「（5）重度の心身障害者等」とあるのは、

「（5）重度の心身障害者等

（6）配偶者等（配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は性別が同一であって婚姻関係と異なる社会生活を営む関係として市長が認める関係にある者をいう。）」と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

附則別表

旧号俸	新 号 俸					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1

15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	

51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			

87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

(参 考)

主 な 内 容

1 一般職の職員の給料表の改定（第1条別表第1及び附則別表関係）

令和6年人事院勧告において令和7年4月1日実施とされた給料表改定に準じ、3級以上で、各級の初号付近の号給の削除等を行い、各級における初号の給料月額を引き上げ等を実施。

2 扶養手当の改正（第1条及び附則第4項関係）

配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を増額する。ただし、影響を少なくするため、8級以外の職員については経過措置を設定する。

区分		改正前	改正後	
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
配偶者等	職務の級が7級以下の職員	6,500円	3,000円	支給なし
	職務の級が8級の職員	3,500円	支給なし	支給なし
22歳まで の子	～15歳	10,000円	11,500円	13,000円
	15歳～	15,000円	16,500円	18,000円

※年齢：当該年齢に到達後の最初の4月1日をもつての区分

※上記以外の扶養親族（父母等）に係る扶養手当については現行どおり

3 通勤手当の改正（第1条関係）

- (1) 1月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額及び特別急行列車等に係る通勤手当の額を合計した額の限度額を150,000円に引き上げる。
- (2) 通勤に特別急行列車等を使用する場合について、通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものに限る取扱いを廃止する。
- (3) 支給要件を満たした新規採用職員等に対しても、通勤に特別急行列車等を使用する場合に通勤手当を支給する。

4 単身赴任手当の改正（第1条関係）

新規採用職員等にも支給範囲を拡大する。

5 管理職員特別勤務手当の改正（第1条関係）

支給対象となる平日深夜の開始時間を午前0時から午後10時に繰り上げる。

- 6 定年前再任用短時間勤務職員等に対する住居手当の支給（第1条関係）
定年前再任用短時間勤務職員等へ新たに住居手当を支給するため、所要の改正を行う。
- 7 特定任期付職員の期末手当及び給料表の改正、勤勉手当の追加等（第2条関係）
- (1) 期末手当の改正
- | [改正前] | [改正後] |
|----------|-----------|
| 100分の170 | ⇒ 100分の95 |
- (2) 勤勉手当の追加及び特定任期付職員業績手当の廃止
新たに勤勉手当を支給するための規定を追加する。支給月数は100分の87.5とする。
- 8 施行期日
令和7年4月1日

議案第 18 号

境港市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

境港市職員等の旅費に関する条例（昭和34年境港市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「代表者」を「委任を受けた者」に改め、同条第4号中「配偶者」を「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」に改める。

第3条第5項中「その出発前に」を「次条第3項の規定により」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に、「任命権者が」を「規則で」に改め、同条第6項中「旅行中交通機関等の事故又は」を「旅行中」に、「市長が」を「規則で」に、「喪失した」を「喪失した場合には、その喪失した」に、「任命権者が」を「規則で」に改める。

第4条第1項中「任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、同条第3項中「旅行命令等を変更する」を「旅行命令等の変更をする」に、「第5条」を「次条」に、「これを変更」を「その変更を」に改め、同条第4項中「これを変更するには」を「その変更をするには」に、「旅行命令簿」という。）に当該旅行について必要な事項を記載し、これを」を「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を」に、「提示して行わなければならない」を「通知してしなければならない」に改め、同項ただし書中「これを提示する」を「旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をする」に、「できる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該旅行について、必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。」を「できる。」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第5条の見出し中「旅行命令簿等」を「旅行命令等」に改め、同条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改める。

第6条の見出しを「（旅費の種目）」に改め、同条第1項中「普通旅費の種類」を「旅費の種目」に、「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費」に改め、同条第2項から第8項までを削る。

第6条の2を削る。

第7条中「旅費は、最も」を「旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条で定める種目及び第9条から第16条までに規定する旅費の内容に基づき、最も」に、「の旅費により」を「によって」に改め、同項ただし書中「通路又は方法によって」を「経路又は方法により」に改める。

第8条から第11条までを次のように改める。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第4項において同じ。）を含む。以下同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支払担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。

5 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項、記録事項及び様式並びに第2項及び第3項に規定する期間は、規則で定める。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他これに類するものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定す

る船舶運航事業の用に供する船舶その他これに類するものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。ただし、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶で移動するときは、等級が3階級に区分された船舶により移動する場合には中級、運賃の等級が2階級に区分された船舶で移動する場合には上級の運賃とする。

3 前項ただし書の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。
(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他これに類するものをいう。次項及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の上限額は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第11条の2を削る。

第12条から第15条までを次のように改める。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の合計額とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利

用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動にかかる第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊にかかる宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める一夜当たりの定額とする。

第17条を削り、第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(渡航雑費)

第16条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

第18条中「車賃」を「その他の交通費」に改める。

第19条中「次のとおりとする。」を「退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張の例に準じて規則で定めるものとする。」に改め、同条第1号を削り、同条に次の1項を加える。

2 市長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

第20条第1項中「次のとおり」を「、出張の例に準じて規則で定めるもの」に改め、同項第1号及び同条第2項を削る。

第20条の2第1項ただし書を削る。

第25条中「及び国家公務員等」を「、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）及び国家公務員等」に改め、同条を第27条とする。

第24条を第26条とし、同条の前に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第25条 支払担当者等は、旅行者がこの条例又は規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又は規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者等がその後においてそ

の者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第23条を第24条とし、第22条を第23条とする。

第21条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に、「当該旅行」を「旅行」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

第21条第3項を削り、同条を第22条とする。

第20条の2の次に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第21条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について、第7条、第13条、第14条及び第16条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の境港市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(境港市公民館条例の一部改正)

3 境港市公民館条例（昭和31年境港市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

(境港市社会教育委員条例の一部改正)

4 境港市社会教育委員条例（昭和35年境港市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

(境港市史編さん審議会条例の一部改正)

5 境港市史編さん審議会条例（昭和55年境港市条例第7号）の一部を次のように改

正する。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

(公聴会参加者等実費弁償支給条例の一部改正)

- 6 公聴会参加者等実費弁償支給条例(平成28年境港市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「実費弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とし、その」を「実費弁償の種類、」に改める。

(境港市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

- 7 境港市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年境港市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「。以下「旅費条例」という。)の定めるところ」を「)の例」に改め、同条第2項を削る。

(参 考)

主 な 内 容

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）が改正されたことを受け、旅費の種目の見直し等所要の改正を行う。

1 旅費種目及び内容の改正（第6条、第9条から第16条まで関係）

改正後の旅費の種目及び内容

種目	支給	主な内容
鉄道賃	実費	・ 鉄道の利用に必要な費用を支給対象 ・ 内国旅行における特急料金の支給について、現行の距離制限（片道100km以上）を廃止
船賃	実費	・ 船舶の利用に必要な費用を支給対象
航空賃	実費	・ 航空機の利用に必要な座席指定料金及び費用を支給対象
その他の交通費	実費	・ 鉄道賃、船賃、航空賃以外の交通費 ・ 現行の車賃（定額＝37円/km）を廃止し、全面的に実費支給に変更 ・ 公務のため特に必要な場合、タクシー運賃、レンタカー費用も支給できる規定を整備
宿泊費	実費	・ これまでの定額支給（県内9,800円/泊、県外10,900円/泊）から実費支給（都道府県別に上限設定あり）に変更
包括宿泊費	実費	・ パック旅行に要する費用を新設
宿泊手当	定額	・ 現行の日当（1,100円/日）を廃止し、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費（夕朝食代の掛かり増し分など）に変更
渡航雑費	定額	・ 特殊旅費として規定している旅行雑費を渡航旅費とし、渡航に必要な最小限の準備経費について条例で規定

2 旅費の実費支給の明示（第7条関係）

「旅費」を、旅行に要する実費を弁償するためのものとして明記する。

3 旅費支給額の上限の明示（第21条関係）

旅費の種目それぞれについて、条例の規定により計算した額と実際に支払った額で、どちらか少ない額を支給額とする。

4 旅費の返納規定の追加（第25条関係）

規定に違反して旅費を受給した旅行者に対して旅費の返納を求めるとともに、旅行者の給与等からの控除を可能とする規定を新設する。

5 施行期日

令和7年4月1日

議案第19号

境港市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日 提出

境港市長 伊達憲太郎

境港市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

境港市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成15年境港市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(5) 災害応急作業等手当

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(災害応急作業等手当)

第7条 災害応急作業等手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項に規定する都道府県災害対策本部又は同法第23条の2第1項に規定する市町村災害対策本部が設置された地方公共団体の区域において、次に掲げる作業又は業務（以下この条において「作業等」という。）に従事した職員（第3号にあっては、市外の地方公共団体の区域において従事した場合に限る。）に対して支給する。

(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査

(2) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視

(3) 避難所の運営等の業務、罹災証明書の交付に係る被害状況の調査等

2 災害応急作業等手当の額は、次の各号に掲げる作業等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に規定する作業等 当該作業等に従事した日1日につき1,080円

(2) 前項第2号及び第3号に規定する作業等 当該作業等に従事した日1日につき710円

3 前項の規定にかかわらず、第1項の作業等が日没時から日出時までの間において行われた場合の災害応急作業等手当の額は、前項に定める額に、その額の100分の50に相当する額を加算した額とする。

4 前2項の規定にかかわらず、同一の日において第1項各号のうち2以上の号に掲げる作業等に従事した場合の災害応急作業等手当の額は、これらの作業等について前2項の規定によりそれぞれ計算した額のうち最も高い額とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 特殊勤務手当に災害応急作業等手当を新設（第2条及び第7条関係）

災害対策本部が設置された地方公共団体の区域において、以下の作業等に従事した職員に対して災害応急作業等手当を支給する。

作業等	支給額
重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査	従事した日1日につき 1,080円
重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視	従事した日1日につき 710円
避難所の運営等の業務、罹災証明書の交付に係る被害状況の調査等（市外の地方公共団体の区域で行う場合に限る。）	従事した日1日につき 710円

※作業等が日没時から日出時までに行われた場合は、100分の50に相当する額を加算する。また同じ日に複数の作業等に従事した場合は、最も高い額の手当を支給する。

2 施行期日

令和7年4月1日

議案第20号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日 提出

境港市長 伊達憲太郎

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

(境港市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 境港市職員の退職手当に関する条例(昭和29年境港市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号及び第5項第2号、第13条見出し及び同条第1項第1号、第14条第1項第1号並びに第16条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 境港市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年境港市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第24条第3号及び第4号並びに第25条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(境港市消防団条例の一部改正)

第3条 境港市消防団条例(昭和35年境港市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(境港市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第4条 境港市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年境港市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮(こ)」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(人の資格に関する経過措置)

2 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第13条に規定する無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする旧刑法第13条に規定する有期禁錮に処せられた者とみなす。

(境港市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)以上の刑(死刑を除く。)が定めら

れている罪につき起訴をされた者（次項において「禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者」という。）は、第1条の規定による改正後の境港市職員の退職手当に関する条例第12条第1項及び第5項、第13条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第16条第4項並びに境港市職員の退職手当に関する条例第16条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の境港市一般職の職員の給与に関する条例第25条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 法律の改正に伴う整理（第1条から第4条まで関係）
刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行により、懲役及び禁錮刑が廃止され、拘禁刑に単一化されることに伴い、用語の整理を行う。

- 2 施行期日
令和7年6月1日

議案第 21 号

境港市水木しげる基金条例の一部を改正する条例制定について

境港市水木しげる基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市水木しげる基金条例の一部を改正する条例

境港市水木しげる基金条例（平成7年境港市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「寄附金」を「寄附金及び水木しげる記念館再整備事業基本協定書（令和4年11月18日）第4条第2項に規定する納付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 基金の積立て財源の追加（第2条関係）

境港市水木しげる基金の積立て財源として、令和4年11月18日に締結した水木しげる記念館再整備事業基本協定書第4条第2項に基づく納付金（修繕積立金相当額）を追加する。

2 施行期日

公布の日

議案第 22 号

境港市太陽光発電設備管理基金条例制定について

境港市太陽光発電設備管理基金条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市太陽光発電設備管理基金条例

(設置)

第1条 境港市再生可能エネルギー導入活用事業により設置した太陽光発電設備（以下「設備」という。）から生じる売電収入を設備の修繕、撤去等に要する経費の財源に充てるため、境港市太陽光発電設備管理基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、確実な償還の方法、期間及び利率を定め、境港市土地開発公社に貸し付けることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 境港市太陽光発電設備管理基金の設置

境港市再生可能エネルギー導入活用事業により設置した太陽光発電設備（以下「設備」という。）の修繕、撤去等に要する経費の財源を確保するため、設備から生じる売電収入を積立てる境港市太陽光発電設備管理基金を設置する。

2 施行期日

令和7年4月1日

議案第 23 号

境港市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正
する条例制定について

境港市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例

境港市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例(昭和39年境港市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

別表中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 障害等級は、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成18年総務省令第110号。以下「省令」という。）別表第2に定める障害等級による。
- 2 障害等級及び金額の決定については、政令第6条第5項から第8項まで（第6項第1号を除く。）及び省令第3条第2項の規定の例による。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 政令の改正に伴う整理（第3条及び別表関係）

非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成18年政令第315号）により、非常勤消防団員等の損害補償に係る障害等級ごとの障害について、総務省令で定めることとなったため、引用条文の改正等を行う。

2 施行期日

令和7年4月1日

議案第 24 号

境港市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例制定について

境港市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例

境港市学校給食費徴収条例（平成26年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「54,100円」を「61,200円」に改め、同項第2号中「62,800円」を「70,300円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の境港市学校給食費徴収条例の規定は、令和7年度以後の学校給食費について適用し、令和6年度分までの学校給食費については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 学校給食費の年間徴収限度額の改定（第3条関係）

令和7年度からの給食費改定に伴い、児童及び生徒にの学校給食費の年間徴収限度額を引き上げる。

		金 額	
		改正前	改正後
児 童 (小学校)	1食当たり	267円	301円
	年間徴収限度額	54,100円	61,200円
生 徒 (中学校)	1食当たり	310円	346円
	年間徴収限度額	62,800円	70,300円

2 施行期日

令和7年4月1日

議案第 25 号

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

境港市国民健康保険税条例（昭和34年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の8.00」を「100分の7.50」に改める。

第6条中「2万5,600円」を「2万3,600円」に改める。

第6条の2第1号中「2万5,000円」を「2万3,000円」に改め、同条第2号中「1万2,500円」を「1万1,500円」に改め、同条第3号中「1万8,750円」を「1万7,250円」に改める。

第22条第1項第1号ア中「1万7,920円」を「1万6,520円」に改め、同号イ（ア）中「1万7,500円」を「1万6,100円」に改め、同号イ（イ）中「8,750円」を「8,050円」に改め、同号イ（ウ）中「1万3,125円」を「1万2,075円」に改め、同項第2号ア中「1万2,800円」を「1万1,800円」に改め、同号イ（ア）中「1万2,500円」を「1万1,500円」に改め、同号イ（イ）中「6,250円」を「5,750円」に改め、同号イ（ウ）中「9,375円」を「8,625円」に改め、同項第3号ア中「5,120円」を「4,720円」に改め、同号イ（ア）中「5,000円」を「4,600円」に改め、同号イ（イ）中「2,500円」を「2,300円」に改め、同号イ（ウ）中「3,750円」を「3,450円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,840円」を「3,540円」に改め、同号イ中「6,400円」を「5,900円」に改め、同号ウ中「10,240円」を「9,440円」に改め、同号エ中「12,800円」を「1万1,800円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の境港市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 国民健康保険税の税率の改定（第4条、第6条及び第6条の2関係）

国民健康保険税額を構成する基礎課税額（以下「医療分」という。）、後期高齢者支援金等課税額（以下「後期分」という。）及び介護納付金課税額（以下「介護分」という。）のうち、医療分の税率を次のように改める。

		所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	特定世帯	特定継続世帯
現 行	医療分	8.00	25,600	25,000	12,500	18,750
	後期分	2.75	7,700	8,000	4,000	6,000
	介護分	2.62	9,400	6,000	6,000	6,000
	計	13.37	42,700	39,000	22,500	30,750
改 正 後	医療分	7.50	23,600	23,000	11,500	17,250
	後期分	2.75	7,700	8,000	4,000	6,000
	介護分	2.62	9,400	6,000	6,000	6,000
	計	12.87	40,700	37,000	21,500	29,250

2 国民健康保険税額の軽減額の改定（第22条関係）

国民健康保険税率の改定に伴い、医療分の均等割及び平等割に係る減額する額を改める。

【減額後の税額】

(1) 均等割

(円)

		軽減割合			
		7割	5割	2割	左記以外
現 行	未就学児以外	7,680	12,800	20,480	
	未就学児	3,840	6,400	10,240	12,800
改 正 後	未就学児以外	7,080	11,800	18,880	
	未就学児	3,540	5,900	9,440	11,800

(2) 平等割

(円)

		軽減割合		
		7割	5割	2割
現 行	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	<u>7,500</u>	<u>12,500</u>	<u>20,000</u>
	特 定 世 帯	<u>3,750</u>	<u>6,250</u>	<u>10,000</u>
	特定継続世帯	<u>5,625</u>	<u>9,375</u>	<u>15,000</u>
改 正 後	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	<u>6,900</u>	<u>11,500</u>	<u>18,400</u>
	特 定 世 帯	<u>3,450</u>	<u>5,750</u>	<u>9,200</u>
	特定継続世帯	<u>5,175</u>	<u>8,625</u>	<u>13,800</u>

3 施行期日

令和7年4月1日

議案第26号

境港市心身障害者ふれあいセンター設置条例の一部を改正する条例
制定について

境港市心身障害者ふれあいセンター設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日 提出

境港市長 伊達憲太郎

境港市心身障害者ふれあいセンター設置条例の一部を改正する条例

境港市心身障害者ふれあいセンター設置条例（平成10年境港市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「在宅の心身障害者が通所により作業訓練及び日常の生活指導を受け、社会参加及び情報交換等を行い」を「心身障害者に対し必要な訓練等の支援及び事業を行うことにより、社会的自立を促進し」に、「心身障害者小規模作業所」を「次の施設」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 事業用途の拡大等（第1条関係）

心身に障がいをもつる方に対して、指定障害福祉サービス事業者等が、現行の就労継続支援B型以外にも障害福祉サービスや相談支援などを提供することができるように事業用途を拡大することで、心身に障がいをもつる方の自立を促進し、福祉の増進を図る。

2 施行期日

令和7年4月1日

議案第 27 号

境港市介護予防筋力向上トレーニング事業手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市介護予防筋力向上トレーニング事業手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市介護予防筋力向上トレーニング事業手数料の徴収に関する条例の
一部を改正する条例

境港市介護予防筋力向上トレーニング事業手数料の徴収に関する条例（平成14年境港市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（手数料の額）

第2条 手数料の額は、1回当たり300円とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の境港市介護予防筋力向上トレーニング事業手数料の徴収に関する条例の規定は、令和7年度以後の手数料に適用し、令和6年度分までの手数料については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 手数料の改定（第2条関係）

機能訓練手数料の額を改定し、送迎手数料を廃止する。

名 称	金 額	
	改正前	改正後
機能訓練手数料	1回当たり200円	1回当たり300円
送迎手数料	片道当たり40円	廃止

2 施行期日

令和7年4月1日

議案第 28 号

境港市民バスの運行に関する条例を廃止する条例制定について

境港市民バスの運行に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市民バスの運行に関する条例を廃止する条例

境港市民バスの運行に関する条例（平成12年境港市条例第32号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、廃止前の境港市民バスの運行に関する条例別表第1に規定する回数乗車券については、境港市予約型乗合バスの運行に関する条例（令和6年境港市条例第20号。以下「乗合バス条例」という。）の規定により発行した回数乗車券として使用することができる。

- 3 この条例の施行の際、廃止前の境港市民バスの運行に関する条例別表第2に規定する定期券については、その使用期間の満了する日までの間に限り、乗合バス条例の規定により発行した定期券として使用することができる。

（回数乗車券又は定期券の使用料の還付）

- 4 この条例の施行の際、廃止前の境港市民バスの運行に関する条例別表第1に規定する回数乗車券（本人が購入したものに限る。）の還付の申し出があったときは、令和8年3月31日までの間、同表に掲げる金額（回数乗車券に50円と表示されている場合は同表に掲げる金額の2分の1の金額。以下この項において同じ。）を還付する。この場合において、回数乗車券が11枚に満たないときは、同表に掲げる金額を11で除した額（1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）に回数乗車券の枚数を乗じて得た額を還付する。

- 5 この条例の施行の際、廃止前の境港市民バスの運行に関する条例別表第2に規定する定期券の還付の申し出があったときは、令和7年6月29日までの間、同表に掲げる金額（当該定期券に割引料金と表示されている場合は同表に掲げる金額の2分の1の金額）を90で除して得た額（1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）に当該定期券の残日数（当該定期券の使用期間開始日から使用期間満了日までの経過日数を引いた日数をいう。）を乗じて得た額を還付する。

(参 考)

主 な 内 容

1 境港市民バスの運行に関する条例の廃止

令和7年3月31日をもって市民バス（はまる一ぷバス）の運行を終了するため、境港市民バスの運行に関する条例を廃止する。

2 施行期日

令和7年4月1日

議案第 29 号

境港市手数料条例の一部を改正する条例制定について

境港市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市手数料条例の一部を改正する条例

境港市手数料条例（平成12年境港市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第33号中「向上に関する」を「向上等に関する」に、「第35条」を「第30条」に改め、同号ア（ア）中「別表第5」を「別表第5第1項」に改め、同号ア（イ）中「別表第5」を「別表第5第2項」に、「非住宅部分の床面積の区分に応じ」を「非住宅部分は」に改め、同条第34号中「第36条」を「第31条」に、「第35条」を「第30条」に改め、同条第35号から37号までを次のように改める。

(35) 建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定審査事務の区分及び金額は、次のアからエまでに掲げるとおりとする。

ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係るもの 次の（ア）から（ウ）までに定める額を合計した額

（ア）別表第7第1項の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の床面積の区分（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分の延べ床面積の合計により算定した区分とする。以下この号から第37号までにおいて同じ。）に応じ、当該区分に定める額

（イ）別表第7第2項の左欄に掲げる工場等（工場その他市長が定める建築物をいう。以下この号から第37号までにおいて同じ。）でない非住宅部分の床面積の区分に応じ、当該区分に定める額

（ウ）別表第7第2項の左欄に掲げる工場等である非住宅部分の床面積の区分に応じ、当該区分に定める額

イ 住宅の用に供する部分を有する建築物に係るもの（アに掲げるものを除く。）
アの（ア）に定める額

ウ 工場等でない非住宅部分を有する建築物に係るもの（アに掲げるものを除く。）
アの（イ）に定める額

エ 工場等である非住宅部分を有する建築物に係るもの（アに掲げるものを除く。）
アの（ウ）に定める額

(36) 建築物省エネ法第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更の審査事務の区分及び金額は、次のアからエまでに掲げるとおりとする。

ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係るもの 次の（ア）から（ウ）までに定める額を合計した額

（ア）別表第7第1項の左欄に掲げる変更後の住宅の用に供する部分（増加する部分を除く。）の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する住宅の用に供する部分の床面積を加えた面積の区分に応じ、別表第7第1項の左欄の規定による当該区分に定める額

- (イ) 別表第7第2項の左欄に掲げる変更後の工場等でない非住宅部分（増加する部分を除く。）の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し又は減少する工場等でない非住宅部分の床面積を加えた面積に応じ、別表第7第2項の左欄の規定による当該区分に定める額
- (ウ) 別表第7第2項の左欄に掲げる変更後の工場等である非住宅部分（増加する部分を除く。）の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する工場等である非住宅部分の床面積を加えた面積に応じ、別表第7第2項の左欄の規定による当該区分に定める額
- イ 住宅の用に供する部分を有する建築物に係るもの（アに掲げるものを除く。）
変更判定申請1件につき、アの（ア）に定める額
- ウ 工場等でない非住宅部分を有する建築物に係るもの（アに掲げるものを除く。）
変更判定申請1件につき、アの（イ）に定める額
- エ 工場等である非住宅部分を有する建築物に係るもの（アに掲げるものを除く。）
変更判定申請1件につき、アの（ウ）に定める額
- (37) 建築物省エネ法第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の軽微な変更該当することを証する書面の交付事務の区分及び金額は、次のアからエまでに掲げるとおりとする。
- ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係るもの 次の（ア）から（ウ）までに定める額を合計した額
- （ア）別表第7第1項の左欄に掲げる変更後の住宅の用に供する部分（増加する部分を除く。）の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する住宅の用に供する部分の床面積を加えた面積の区分に応じ、別表第7第1項の左欄の規定による当該区分に定める額
- （イ）別表第7第2項の左欄に掲げる変更後の工場等でない非住宅部分（増加する部分を除く。）の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し又は減少する工場等でない非住宅部分の床面積を加えた面積に応じ、別表第7第2項の左欄の規定による当該区分に定める額
- （ウ）別表第7第2項の左欄に掲げる変更後の工場等である非住宅部分（増加する部分を除く。）の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し又は減少する工場等である非住宅部分の床面積を加えた面積に応じ、別表第7第2項の左欄の規定による当該区分に定める額
- イ 住宅の用に供する部分を有する建築物に係るもの（アに掲げるものを除く。）
変更判定申請1件につき、アの（ア）に定める額
- ウ 工場等でない非住宅部分を有する建築物に係るもの（アに掲げるものを除く。）
変更判定申請1件につき、アの（イ）に定める額
- エ 工場等である非住宅部分を有する建築物に係るもの（アに掲げるものを除く。）
変更判定申請1件につき、アの（ウ）に定める額

第2条中第38号を削り、第39号を同条第38号とし、第40号から第45号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第1号中「申請」を「申請（第2条第29号及び同条第33号から第37号までに掲げる事務（境港市が行うものを除く。）に係るものを除く。）」に改める。

別表第2区分の欄中14の項を17の項とし、5の項から13の項までを3項ずつ繰り下げ、同表中

「

区分		金額
1 建築基準法 （以下この表 において 「法」とい う。）第6条 第1項の規定 に基づく建築 物の確認	1 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 5,000 円
	2 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき 9,000 円
	3 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき 14,000 円
	4 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき 19,000 円
2 法第88条第 1項において 準用する法第 6条第1項の 規定に基づく 工作物の確認	1 新たな工作物の確認を受ける場合	1件につき 8,000 円
	2 確認を受けた工作物の計画の変更をする場合	1件につき 4,000 円
3 法第7条第 4項の規定に 基づく建築物 の検査	1 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 10,000 円
	2 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき 12,000 円
	3 床面積の合計が100平方メートルを超え、	1件につき 16,000 円

	200平方メートル以内のもの	
	4 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1 件につき 22,000 円
4	法第88条第1項において準用する法第7条第4項の規定に基づく工作物の検査	1 件につき 9,000 円

」を

「

区分		金額
1 建築基準法（以下この表において「法」という。）第6条第1項又は第18条第3項の規定に基づく建築物の確認又は認定	1 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1 件につき9,000円（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第6項の適合性判定通知書又はその写しの提出がない場合（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当する場合に限る。以下「仕様基準による評価の場合」という。）であって、当該建築物が一戸建ての住宅のときは1件につき22,000円、一户建ての住宅以外のときは1件につき34,000円）
	2 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1 件につき19,000円（仕様基準による評価の場合であって、当該建築物が一戸建ての住宅のときは1件につき32,000円、一户建ての住宅以外のときは1件につき43,000円）
	3 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1 件につき28,000円（仕様基準による評価の場合であって、当該建築物が一戸建ての住宅のときは1件につき41,000円、一户建ての住宅以外のときは1件につき52,000円）

	4 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	1 件につき34,000円（仕様基準による評価の場合であって、当該建築物が一戸建ての住宅のときは1件につき48,000円、一户建ての住宅以外のときは1件につき58,000円）
2 法第87条の4において準用する法第6条第1項又は第18条第3項の規定に基づく建築設備の確認又は認定	1 新たな建築設備の確認又は認定を受ける場合	1 件につき24,000円
	2 確認又は認定を受けた建築設備の計画の変更をする場合	1 件につき11,000円
3 法第88条第1項において準用する法第6条第1項又は第18条第3項の規定に基づく工作物の確認又は認定	1 新たな工作物の確認又は認定を受ける場合	1 件につき18,000円
	2 確認又は認定を受けた工作物の計画の変更をする場合	1 件につき8,000円
4 法第7条第4項の規定に基づく建築物の検査	1 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1 件につき 26,000 円
	2 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1 件につき 31,000 円
	3 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1 件につき 41,000 円
	4 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	1 件につき 51,000 円

5 法第87条の4において準用する法第7条第4項又は第18条第21項の規定に基づく建築設備の検査	1件につき 38,000円
6 法第88条第1項において準用する法第7条第4項又は第18条第21項の規定に基づく工作物の検査	1件につき 30,000円
7 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（これらの規定を法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定	1件につき 120,000円

」に

改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第2条関係）

建築物エネルギー消費性向上計画の認定事務

1 住宅の用に供する部分を有する建築物に係るもの

区分			金額			
			標準評価法によって認定する場合	併用評価法によって認定する場合	簡易評価法によって認定する場合	適合証の添付がある場合
住宅の用に供する部分	一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき36,000円	1件につき27,000円	1件につき18,000円	1件につき5,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上300平方メートル以下のもの	1件につき40,000円	1件につき29,000円	1件につき20,000円	1件につき5,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅（共用部	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき72,000円	1件につき53,000円	1件につき34,000円	1件につき10,000円

分の性能を建築物省エネ法第30条第1項第1号の基準への適合性の判定に用いない場合にあっては、共用部分を除く。)					
---	--	--	--	--	--

2 非住宅部分を有する建築物に係るもの

区分		金額		
		標準評価法によって認定する場合	簡易評価法によって認定する場合	適合証の添付がある場合
非住宅部分	300平方メートル以下のもの	1件につき 238,000円	1件につき 91,000円	1件につき 10,000円

備 考

- 1 標準評価法とは、標準的な評価方法として市長が定める方法によって認定する場合をいう。
- 2 併用評価法とは、簡易評価法と同様の評価方法を一部の基準について用いる方法によって認定する場合をいう。
- 3 簡易評価法とは、簡易な評価方法として市長が定める方法によって認定する場合をいう。
- 4 適合証とは、建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として市長が定めるものをいう。

別表第6を次のように改める。

別表第6 削除

別表第7を次のように改める。

別表第7（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能適合性判定審査事務

1 住宅の用に供する部分を有する建築物に係るもの

区分			金額		
			標準評価法 によって判 定する場合	併用評価法 によって判 定する場合	簡易評価法 によって判 定する場合
住宅の用に供 する部分の床 面積の区分に 応じ、それぞ れ同表の右欄 に定める額	一戸建 ての住 宅	床面積の 合計が 200平方 メートル 未満のも の	1 件につき 36,000円	1 件につき 27,000円	1 件につき 18,000円
		床面積の 合計が 200平方 メートル 以上のも の	1 件につき 40,000円	1 件につき 29,000円	1 件につき 20,000円
	一戸建 ての住 宅以外 の住宅 (共用 部分の 性能を 判定に 用いな い場合 にあっ ては、 共用部 分を除 く。)	床面積の 合計が 300平方 メートル 以下のも の	1 件につき 72,000円	1 件につき 53,000円	1 件につき 34,000円

2 非住宅部分を有する建築物に係るもの

区分		金額
1 工場等でない非住宅部分の床面積の区分に応じ、同表の右欄に定める額	300平方メートル以下のもの	1 件につき238,000円 (簡易評価法によって判定する場合は、91,000円)
2 工場等である非住宅部分の床面積の区分に応じ、同表の右欄に定める額	300平方メートル以下のもの	1 件につき24,000円 (簡易評価法によって判定する場合は、20,000円)

備 考

- 1 標準評価法とは、標準的な評価方法として市長が定める方法によって認定する場合をいう。
- 2 併用評価法とは、簡易評価法と同様の評価方法を一部の基準について用いる方法によって認定する場合をいう。
- 3 簡易評価法とは、簡易な評価方法として市長が定める方法によって認定する場合をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の境港市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請について適用し、同日前に行われた申請にかかる手数料については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 受益と負担の公平の確保を図るため、手数料の新設及び改定等（第5条及び別表第2関係）
 - (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）の改正に伴い、原則全ての建築物に省エネ基準適合が義務付けられたこと、また、木造建築物の構造審査の省略適用範囲の縮小等による審査時間の増加に伴い手数料を改定する。
 - (2) 国、都道府県が建築主となる場合に、工事着手前に建築計画を建築主事に通知する計画通知手続きが、令和6年11月1日から民間の指定確認検査機関でも可能となったことから、手数料の徴収をしていなかった計画通知について、手数料を徴収する。
 - (3) 限定特定行政庁の事務が追加されたことに伴い、当該事務に係る手数料を新設する。
- 2 建築物省エネ法の改正による手数料の改定（第2条第33号から第37号、別表第5及び別表第7関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料及び建築物エネルギー適合性判定手数料について、評価方法の新設に伴う手数料の区分を新たに規定する。
- 3 施行期日
令和7年4月1日

議案第 30 号

境港市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

境港市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市営住宅条例の一部を改正する条例

境港市営住宅条例（平成9年境港市条例第24号）の一部を次のように改正する。
別表第1第1項中

「

誠道団地	令和3	境港市誠道町225番地1	木造平屋	5戸
誠道団地	〃 4	境港市誠道町225番地1	〃	5戸
誠道団地	〃 5	境港市誠道町225番地1	〃	5戸

」を

「

誠道団地	令和3	境港市誠道町225番地1	木造平屋	5戸
誠道団地	〃 4	境港市誠道町225番地1	〃	5戸
誠道団地	〃 5	境港市誠道町225番地1	〃	5戸
誠道団地	〃 6	境港市誠道町225番地1	〃	10戸

」に

改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 公営住宅建設に伴う追加（別表第1関係）
令和6年度に建設した誠道団地を追加する。

名称	建設年度	所在地	構造別	戸数
誠道団地	令和6	境港市誠道町225番地1	木造平屋	10

- 2 施行期日
令和7年4月1日